

教育ネットリンク集ガイドライン

(目的)

第1条 教育情報の共有化及び学習情報の交換を図るため、管理要綱の第6条第1項の規定により、教育ネットリンク集について必要な事項を定める。

(リンクの対象)

第2条 教育ネットリンク集への登録申請できる組織は次のとおりとする。

- 一 各種研究団体・教育に関する事業を行う組織
- 二 県外の公共機関
- 三 その他教育センター所長が認めたもの

(リンクの申請)

第3条 教育ネットリンク集へ登録申請する場合は、別記第1号様式により教育ネットリンク集への登録申請書を教育センター所長に提出するものとする。

(リンクの決定)

第4条 前条の規定による申請があった場合、教育センター所長は、その内容を審査し、別記第2号様式による教育ネットリンク集登録通知書により、登録の適否を、それぞれ該当申請者に通知するものとする。

(リンクにおける遵守事項)

第5条 教育ネットリンク集へ登録されたものは、次の項目を遵守しなければならない。

- 一 教育ネットの目的に反しないこと
- 二 公序良俗に反しないこと
- 三 犯罪的行為に結びつかないもの
- 四 各関係法令(著作権等)を侵害しないこと
- 五 財産又はプライバシーを侵害しないこと
- 六 その他法律に反しないこと
- 七 他に不利益を与えないこと
- 八 他を誹謗中傷しないこと
- 九 違法な行為の扇動、差別的表現、わいせつな表現、反社会的行為に関する情報を掲載しないこと
- 十 政治団体、宗教団体でないこと
- 十一 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似するもの及び公職選挙法に抵触しないこと
- 十二 特定の宗教・政治等についての宣伝や誹謗中傷しないこと
- 十三 その他教育ネットの目的又は基本原則に反する情報を掲載しないこと

(リンク情報の掲載期間)

第6条 前条の規定により登録されたリンク情報の掲載期間は、原則1年以内とする。

(リンクの削除)

第7条 教育センター所長は、教育ネットの利用に関して第5条に掲げる事項に該当するおそれがあると認める場合は、事前に通知することなく、削除することができるものとする。

附則

このガイドラインは平成14年6月12日から施行する。

このガイドラインは平成18年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

高知県教育長 様

組織名
代表者

印

教育ネットリンク集への登録申請書

次のとおり、教育ネットリンク集への登録について申請します。
なお、教育ネットリンク集ガイドラインに基づいて運用します。

組 織 名	
担 当 者 氏 名	
リンク依頼者住所	
連絡先メールアドレス	
電 話 番 号	
F A X	
リンク URL	http://
リンク掲載名称	
リンク掲載期間	リンク登録日から平成 年 月 日まで (原則1年以内とする)
カテゴリ	教育関連施設 研究団体 教育に関する事業を行う組織 公共機関 その他 ()
備 考	

第2号様式

年 月 日

様

高知県教育長

教育ネットリンク集登録通知書

年 月 日で申請のあった教育ネットリンク集への登録について、下記のとおり通知します。

記

検討結果	登録する 登録しない
組織名	
リンクを認めない理由	